

【特例申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類					備考		
		確認事項		蓄	エネ	V2H		熱	チェック欄
1	第9号様式「助成金事前交付申請書」(特例申請用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に販売することを目的として新築の集合住宅(分譲・賃貸)及び分譲建売戸建住宅を建築する住宅供給事業者が申請する場合の様式</li> <li>助成対象機器を設置し、本助成金の交付申請を平成33年9月30日までにを行う予定であること</li> </ul>		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、第9号様式の内訳の記載方法については個別にお問合せください。(代替え用の一括入力Excelシートが別途あり)</li> </ul>
2	申請者(法人)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のうちいずれか一つの書類の写しであること</li> <li>①商業登記の現在事項証明書</li> <li>②商業登記の履歴事項証明書</li> <li>③法人印の印鑑登録証明書</li> <li>※6か月以内に発行されたものであること</li> <li>※助成金事前交付申請書(特例申請(住宅供給事業者)用)に記載する「(1)助成金申請法人(住宅供給事業者)に関する情報」と同じ内容であること</li> </ul>		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3	創エネ機器等が交付要綱第4条第1号ア、第2号ア、第3号ア、又は第4号アの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
4	太陽光システムが交付要綱第5条第1号の要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等		●		●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
5	太陽光システムを既に設置していることを証明する書類	太陽光発電システムの保証書等		●		●		<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する方のみ】
6	対象機器等を設置する建物の住所が確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書の写しなどで設置場所の住所が確認ができるもの		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
7	集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数等の確認ができるもの		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【集合住宅として申請を行う場合】</li> <li>※「対象機器等を設置する建物の住所」の確認書類で確認できる場合、提出不要</li> </ul>
8	対象機器等の見積書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の内容が記載されていること</li> <li>・カラーコピーであること</li> <li>①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること</li> <li>②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること</li> <li>③対象機器等の「型番」が正確に記載されていること</li> <li>④対象機器等の金額(機器費のみ。工事費(※1)、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること</li> <li>※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの</li> <li>※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットの型番がわかるもの</li> <li>※太陽熱利用システムの場合は、集熱器、蓄熱槽の型番がわかるもの</li> <li>※太陽光発電システムの場合は、モジュールの型番がわかるもの</li> </ul>		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1)太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。
9	重要事項説明書(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること</li> <li>・交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること</li> <li>・対象機器等の所有者において、交付要綱第14条、第19条及び第21条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考:「手続きの手引き」の30ページの記載例)</li> </ul>		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例申請時は案文を提出すること</li> <li>ただし、第3号様式による(事後)申請の際には、住宅購入者に提示した原本の写しを提出する必要あり</li> </ul>
10	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人住民税に係るものの写しであること</li> <li>※6か月以内に発行されたものであること</li> </ul>		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること
11	その他公社が審査に必要と認める書類			●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム